

薬物乱用対策の推進体制

内閣

犯罪対策閣僚会議

薬物乱用対策推進会議

議長 厚生労働大臣

副議長

国家公安委員会委員長
法務大臣
財務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣

構成員

内閣府特命担当大臣（青少年育成）
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
総務大臣
外務大臣
経済産業大臣

※平成20年12月閣議口頭了解により犯罪対策閣僚会議に統合、本部から会議となる

庶務

○厚生労働省

警察庁、法務省、財務省、文部科学省、国土交通省、その他関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理。

幹事会

議長 厚生労働省 医薬・生活衛生局長

内閣官房	内閣審議官（副長官補付）	法務省	刑事局長
	内閣広報官	外務省	総合外交政策局長
内閣府	政策統括官（共生社会政策担当）	財務省	関税局長
警察庁	生活安全局長		主計局長
	刑事局長	文部科学省	初等中等教育局長
	刑事局組織犯罪対策部長	経済産業省	製造産業局長
消費者庁	次長	国土交通省	総合政策局長
総務省	大臣官房総括審議官	海上保安庁	次長

薬物乱用対策推進地方本部（全都道府県設置）

- ・本部長 知事等
- ・本部長 都道府県職員（関係部局、教育委員会及び警察本部職員）
- ・本部長 国出先機関職員（入国管理局、税関、地方厚生局麻薬取締部、海上保安本部、保護観察所、少年鑑別所 等）

推進本部

平成9年 1月17日閣議決定
平成12年12月26日一部改正
平成17年12月27日一部改正
平成18年 4月28日一部改正
平成19年10月 9日一部改正

推進会議

平成20年12月26日閣議口頭了解
平成29年 3月24日一部改正（同年4月1日施行）
（基本方針）
平成29年 3月24日閣議決定

平成10年5月

・薬物乱用防止五か年戦略

平成15年7月

・薬物乱用防止新五か年戦略

・薬物密輸入阻止のための緊急水際対策

平成20年8月

・第三次薬物乱用防止五か年戦略

平成22年7月

・薬物乱用防止戦略加速化プラン

平成24年8月

・合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策

平成25年8月

・第四次薬物乱用防止五か年戦略

平成26年7月

・危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策